

一般社団法人日本泌尿器科学会／一般社団法人日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会
泌尿器ロボット支援手術プロクター認定制度委員会規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会／日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会（以下「両学会」）泌尿器ロボット支援手術プロクター認定制度委員会（以下「本委員会」）と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 本委員会は本邦における泌尿器ロボット支援手術の健全な普及と進歩を促すために、泌尿器ロボット支援手術のプロクター（手術指導医）を認定し、もって円滑且つ安全なロボット支援手術の導入に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本委員会は前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) プロクター制度に関して、関連学会との連絡および調整、その他、本制度に関するすべての業務。
- (2) 本委員会での決議事項の両学会理事長への報告。
- (3) 泌尿器ロボット支援手術プロクター審査委員（以下、審査委員と略す）の審査、認定。
- (4) 泌尿器ロボット支援手術プロクター審査委員会（以下、審査委員会と略す）の審議に基づく泌尿器ロボット支援手術プロクターの認定・更新、ならびに両学会理事会への報告。
- (5) 両学会が主催するロボット支援手術プロクター教育セミナーの企画・実施。
- (6) その他、目的達成に必要な事業。

第3章 構成および委員

(構成)

第4条 本委員会は、以下に掲げる委員若干名をもって構成する。

- (1) 日本泌尿器科学会理事会の推薦による定款5条に定める会員。
- (2) 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会理事会の推薦による定款第5条に定める会員。

(委員会委員の選任)

第5条 委員会委員は両学会理事長が選任する。

2 委員会委員は、本学会理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員の任期)

第6条 委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 他の委員会委員の補欠として選任もしくは増員として選任された委員の任期は、他の委員の任期と同時に満了する。

(委員長、担当理事および副委員長)

第7条 本委員会に委員長を置く。委員長は両学会理事長が本委員会委員の中から推薦し、理事会の承認を得て両学会理事長が合議の上任命する。委員長は再任され得るが、3期を上限とする。

2 委員会担当理事は、両学会理事長が合議し、両学会理事会の承認を得て、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会理事の中からこれを任命する。

3 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4章 審査委員

(資格)

第8条 審査委員は、以下の全ての条件を満たさねばならない。

(1) 日本泌尿器科学会指導医である。

(2) 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会会員である。

(3) 泌尿器ロボット支援手術に関する各種学会および学術雑誌において十分な業績(論文発表と学会発表を合わせて5件以上:主著、あるいは共著)を有する。

(4) 泌尿器ロボット支援手術の執刀あるいは指導80例以上(執刀は40例以上)の経験を有し、これを独力で完遂でき、これらの手術の指導ができる。

(選出方法)

第9条 審査委員は、前項有資格者の中から、本制度委員会が審査、認定し、両学会理事会の議を経て両学会理事長が指名する。審査に際して提出する書類は以下のとおりとする。なお、本委員会委員は審査委員を兼務できる。

1. 審査委員応募書(書式1)

2. 履歴書

3. 泌尿器ロボット支援手術実績一覧表(書式2)

4. 泌尿器ロボット支援手術関連業績目録(書式3)

5. 日本泌尿器科学会指導医認定証(写)

(更新)

第10条 審査委員は3年ごとに更新を必要とする。再任に際しては、下記書類について本

委員会を審査し、両学会理事長が承認する。

1. 審査委員更新申請書（書式4）
2. 最近3年間継続して泌尿器科臨床に従事していることを証明する書類（書式5）
3. 最近3年間の泌尿器ロボット支援手術実績一覧表（書式6）

（審査委員会）

第11条 審査委員は審査委員会を構成する。委員長は、両学会理事長が協議の上、審査委員の中から指名する。

第5章 プロクター（手術指導医）申請資格

第12条 泌尿器ロボット支援手術プロクター認定を申請するもの（以下、申請者と略す）は、次に定める全ての条件を満たさねばならない。

1. 日本泌尿器科学会専門医である。
2. 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会会員である。
3. 泌尿器ロボット支援手術を独力で遂行できる技術を有している。
4. ロボット支援前立腺全摘除術を、主たる術者として40例以上執刀した経験がある。
5. 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会が主催するロボット支援手術プロクター教育セミナーを受講している。
6. 泌尿器ロボット支援手術に関する各種学会および学術雑誌において、1件以上の論文発表、あるいは学会発表（主著、あるいは共著）を有する。

*プロクターは、上記のすべての条件を満たす申請者に対して、審査委員会の承認により認定されるが、ロボット支援腎・副腎手術のプロクタリングを行う者は、当該手術の十分な経験があり、泌尿器腹腔鏡技術認定取得者でなければならない。

第6章 申請・認定方法

（申請方法）

第13条 申請者は、次に定める書類および申請料を、審査委員会に提出する。

1. 泌尿器ロボット支援手術プロクター認定申請書（書式7）
2. 履歴書
3. 日本泌尿器科学会専門医認定証（写）
4. 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会が主催するロボット支援手術教育セミナー受講証（写）
5. 泌尿器ロボット支援手術および指導実績一覧表（書式8）

6. 泌尿器ロボット支援手術関連業績目録（書式9）
7. 申請者の泌尿器ロボット支援手術手技を評価しうる者2名の推薦状（書式10）
8. 泌尿器ロボット支援手術プロクター認定審査料（別に定める）

（審査方法）

第14条 審査委員会は、毎年1回、申請書類をもとに、申請者の書類審査を行い、判定を行う。判定結果は、本委員会の議を経て、両学会理事会に報告する。

（認定）

第15条 両学会理事長は、連名で、本委員会が審査委員会の審査結果に基づき泌尿器ロボット支援手術の術者として十分な技量があると判定した申請者に対して、日本泌尿器科学会/日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会泌尿器ロボット支援手術プロクター認定証を交付する。

（認定プロクターの公表とプロクター依頼手続き）

第16条 認定プロクター（手術指導医）名は日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会 HP 上に掲載し、泌尿器腹腔鏡技術認定取得の有無についても掲載する。導入施設（プロクター依頼側）は同 HP 上に掲載されている【プロクター依頼書】を用い直接プロクターに依頼連絡する。

なお、ロボット支援腎・副腎手術のプロクターリング依頼する場合には、泌尿器腹腔鏡技術認定を取得したプロクターに依頼しなければならない。

（プロクターによる評価）

第17条 認定プロクター（手術指導医）は依頼側より提供された情報を元に、ロボット支援手術方法につき依頼側医師（主治医または担当医）とよく相談しこれに応じるか否か決定する。指導を行う場合は、Web サイトに掲載されている【da Vinci 前立腺プロクター評価表】あるいは【da Vinci 腎・副腎プロクター評価表】を用い、施行されたロボット支援手術を評価し病院側にフィードバックする。また、同じく Web サイトに掲載されている「da Vinci プロクター報告書」を用い、制度委員会にプロクター施行を報告する。

（プロクターの責任）

第18条 指導依頼した手術における責任の所在については、あらかじめプロクター依頼側（病院および主治医、担当医）とプロクターの間で取り決めておくことが推奨される。

（資格更新）

第19条 泌尿器ロボット支援手術プロクター認定資格は5年ごとに更新を必要とする。更

新は、下記各号について審査委員会で審査し、本委員会の議を経て、両学会理事会に報告する。

1. 泌尿器ロボット支援手術プロクター更新申請書（書式1 1）
2. 日本泌尿器科学会専門医認定証（写）
3. 最近 5 年間の泌尿器ロボット支援手術実績一覧表（年間 10 例以上の術者または手術指導の実績）（書式1 2）

（資格喪失）

第 20 条 次ぎに該当するものは、本委員会および両学会理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して認定資格を辞退したとき。
2. 日本泌尿器科学会会員あるいは日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会会員資格を喪失したとき。
3. 申請書に虚偽の認められたとき。
4. その他、技術認定証取得者として不相当と認められたとき。
5. 臨床に従事しなくなったとき。

第 7 章 会議

（委員会の開催、議決）

第 21 条 本委員会は、委員長が招集する。

2 本委員会の開催は委員定数の過半数の出席を必要とする。但し、当該議事に付き書面をもって予め意思を表示したものは、出席者とみなす。

3 議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

（議事録作成、理事会報告）

第 22 条 本委員会議事については、議事録を作成し、委員長が署名押印し、理事会等で報告しなければならない。

（会議庶務）

第 23 条 本部会の庶務、謝金・費用の支弁は日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会事務局において処理する。

第 8 章 補則

（規則の変更）

第 24 条 本委員会の規則を変更する場合には、本委員会での議決を経て、両学会理事会での承認を得なければならない。

付則

(施行期日)

この規則は、2018年7月31日から施行する。

2021年11月11日に改正して施行する。

泌尿器ロボット支援手術プロクター認定制度施行細則

第1章 業務の遂行

第1条

本制度及び本制度委員会に関わる事務業務は、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会事務局が行う。

第2条

日本泌尿器科学会／日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会が主催するロボット支援手術プロクター教育セミナーについては、本制度委員会が企画・実施する。JSE ロボット委員会に修正

第2章 会計

第3条

本制度運営に関わる収入・支出費用については、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会において一般会計として運用する。

第4条

本制度によるプロクター認定申請料（審査料）を5,000円とする。

第5条

本制度によるプロクター認定更新料（審査料）を5,000円とする。

付則

本細則は、本制度委員会の提議に基づき、両学会理事会の議を経て改定するものとする。